

会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回上尾市介護保険事業計画等推進委員会	
開催日時	令和6年2月15日(木) 午後1時30分から午後2時25分	
開催場所	Web会議	
議長(委員長・会長)氏名	伊波 潔	
出席者(委員)氏名	浦和 三郎、斎藤 哲雄、藤村 作、湯本 千秋、藤井 由実子、 高橋 由莉、佐々木 陽介、細野 紀江子、杉浦 佑介、 相田 美枝子、大山 和俊	
欠席者(委員)氏名	高橋 正一、嶋田 泰雄	
事務局(庶務担当)	長島健康福祉部長、畑健康福祉部次長、山田主幹、金主査、 萩原主任、関谷主任	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	1 開会 2 議事 第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について (1) 市民コメント等による素案の修正について (2) 第9期計画期間の介護保険料について 3 その他 4 閉会	別紙のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料	1 令和5年度第3回上尾市介護保険事業計画等推進委員会 次第 2 第9期上尾市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿 3 (資料1) 第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案) 4 (資料2) 市民コメント等による素案の修正について 5 (資料3) 第9期計画期間の介護保険料について	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和6年 3月 1日</p> <p style="text-align: right;">会議録署名人の署名 <u>藤井 由実子</u></p> <p style="text-align: right;">会議録署名人に代わる者の署名 _____</p> <p style="text-align: center;">(会議録署名人が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	令和5年度第3回上尾市介護保険事業計画等推進委員会
事務局	<p>1. 開会</p> <p>委員変更 (2名)</p> <p>委員紹介</p> <p>出席者報告 (出席者 12名)</p> <p>配布資料確認</p>
伊波委員長	委員長 あいさつ
事務局	<p>会議の公開・非公開の確認 (公開)</p> <p>傍聴人確認 (傍聴人 1名)</p>
伊波委員長	<p>2. 議事</p> <p>それでは議事に移ります。</p> <p>なお、常時ビデオは開始としていただき、発言をされる方は挙手または手上げボタンを押してください。私が指名したのちにミュート設定を解除してご発言をお願いいたします。発言をしていない間はミュート設定にしてください。</p> <p>議事、第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)の(1)市民コメント等による素案の修正について、担当者から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(1) 市民コメント等による素案の修正について</p> <p>(資料1)「第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」、</p> <p>(資料2)「市民コメント等による素案の修正について」に基づき説明。</p>
伊波委員長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。</p> <p>(意見・質問なし。)</p> <p>それでは、(2)第9期計画期間の介護保険料について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(2) 第9期計画期間の介護保険料について</p> <p>(資料1)「第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」、</p> <p>(資料3)「第9期計画期間の介護保険料について」に基づき説明。</p>
伊波委員長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
大山委員	<p>保険料の算出につきましても非常にわかりやすい資料でした。内容についてまとめて質問させていただきます。</p> <p>(資料1) P108、第1号被保険者の保険料負担割合が23%とありますが、これは法律で決まっているのか、条例で決まっているのか教えていただきたいです。</p> <p>第1号被保険者の数は63,500人くらいだと思いますが、円グラフにも基となる第1号被保険者の数を記載したほうが良いと思います。また、第2号被保険者は何人</p>

いるのか、月額保険料は平均でいくらなのか参考までに知りたいです。

P109 (3)、介護給付費準備基金について、今回 10.2 億円のうち 9 億円を取り崩して、財政的に健全なのかどうかお伺いしたいです。また、介護給付費準備基金とは「余剰金を積み立てる」と書いてありますが、どのような場合に余剰金が生じるのか不明なので教えていただきたいです。

P110、第 9 期の負担割合は、市の判断で自由に決められるのか、根拠や計算式などを知りたいです。

P112 (2)、合計所得金額が 80 万を超える人 (第 5 段階、基準段階) は、保険料 75,600 円を払い負担率が大体 9%、720 万円以上の人 (第 13 段階) は保険料 181,300 円を払い負担率が 2.5%と、高所得者は保険料の金額は高いが負担率は低くなっています。高所得者が優遇されているため、もう少し保険料を負担してもらい、低所得者に対する配慮が必要だと思います。

P111、予定保険料収納率 (I) について、保険料未収納者に対してどのような徴収方法をしているのか、差し押さえなどもするのかどうか教えていただきたいです。確認ですが、所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) について、基本的に 3 年分の延べ被保険者 (第 1 号被保険者) 数という理解でよろしいですか。

また、基準額保険料 (月額) (K) が 6,297 円 (12.4%増) ですが、9 億円の取り崩しがなければ 6,683 円 (19.3%増) となり、これから財政的に大丈夫なのかどうか気になります。

P113 (4)、保険料基準額の推移について、経年的に見ると上がったたり下がったりしているので、前回の経緯を簡単にご説明いただければと思います。

また、第 8 期では基準額が 5,603 円ですが、県内の 60 市町村のうち 20 位くらい、全国 1700 程ある自治体のうち 280 位くらいなので、近隣市町村あるいは全国的なレベルについてはどのような評価をされているのかお伺いしたいです。

最後に、P112、第 1 号被保険者の所得段階別保険料の一覧表について、第 1 段階～第 13 段階までのそれぞれの人数を教えてください。以上です。

伊波委員長

この限られた時間内で全てお答えするのは難しいので、事務局がまとめて文書で回答していただけますか。

事務局

そのようにいたします。

伊波委員長

大山委員、よろしいですか。

大山委員

はい、結構です。

伊波委員長

それでは、本計画案の決を採りたいと思います。本計画案に賛成の方は挙手をお願いいたします。それでは全会一致でございますので、本計画案を原案のとおり異議なしの旨、上尾市長に答申することといたします。それでは、以上で議事を全て終了しましたので議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

3. その他

続きまして、次第 3 その他について、事務局から説明を申し上げます。

事務局

本委員会で決定

したこちらの事項は、令和 6 年 2 月 26 日午後 1 時 45 分から伊波委員長及び高橋副委員長から市長に答申する予定でございます。また、製本された第 9 期計画書は 3

事務局	月下旬に配布する予定でございます。
長島健康福祉部長	最後に閉会に当たりまして、健康福祉部長の長島よりお礼のごあいさつを申し上げます。
事務局	長島健康福祉部長 あいさつ
	4. 閉会
	以上

「議事（２）第9期計画期間の介護保険料について」に関するご質問及び回答

No.	ページ	ご質問要旨	回答
1	108	介護保険料の第1号被保険者の負担割合（23%）は、どのような根拠で決まっているのか。	介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）において、国・都道府県・市町村・第2号被保険者の費用負担割合について定められており、残った23%が第1号被保険者の費用負担割合となっております。 第1号被保険者と第2号被保険者の費用負担割合は、計画期間ごとに全国ベースの人口比率で按分されます。 なお、第9期期間における第1号被保険者の負担割合は、23%と国から通知されております。
2	108	p18に第1号被保険者の人数を記載しているが、保険料の算定基礎になるため、p108の円グラフにも記載した方がよいのではないのか。	ご指摘のとおり、被保険者数については第6章にもあった方が分かりやすいため、p111の基準額算定にあたっての表の注記にて対応します。
3	108	参考までに第2号被保険者の人数と、平均負担月額について教えてほしい。	第2号被保険者数は、令和5年9月末日時点で77,803人です。 また、第2号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されており、加入する医療保険によって異なります。したがって、協会けんぽや組合健保などの民間が主体となる社会保険については、市で把握はできておりませんが、市が主体となる国民健康保険の負担については、保険年金課の算出によると年額平均が27,300円となっております。
4	109	介護給付費準備基金を1.2億円留保するとのことだが、仮に全額留保した場合は、保険料が6,683円程度になると思われる。1.2億円の留保で健全な介護保険制度を運営できると認識してよいのか。	基金をすべて留保（取崩しなし）した場合は、月額保険料は6,684円となり、基金取崩し効果は387円となります。 将来推計に基づく試算で算出したものとなるため、確定的なことは申し上げられませんが、各介護保険サービスの利用見込みや給付見込みは、足りなくなることがないように試算しておりますので、突発的な介護報酬改定や想定外の給付費増がない限りは、健全に介護保険制度を運営できると判断しております。 なお、突発的な介護報酬改定については、令和4年度に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施されましたが、現状、追加の基金取崩しをすることなくまかなえている状況です。本改定を基に試算した給付費の上振れ分を、今回の基金留保額の根拠として1.2億円としております。
5	109	余剰金はどのような理由で発生するのか。	給付費は、当初の見込みが足りずに支出できなくなることがないように試算するため、通常、余剰が発生します。その内、保険料徴収の余剰分が基金に積立てされる仕組みとなっております。
6	110	所得段階や基準所得額等は市が自由に設定しているのか。	介護保険法129条により、第1号被保険者の保険料は、「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する」とされており、基本的に保険者（市）が自由に設定することができますが、所得段階を13以上とすることや、第1段階から第5段階の対象者（所得要件など）は政令で定められております。
7	110	所得に対する介護保険料負担を所得段階別に見ると、高所得者ほど割合が低くなることから、税金とは異なり優遇されていると感じる。高所得者の負担割合を上げるべきでないか。	税金は応能負担原則があるため、年収が高くなるほど負担額も高くなる仕組みですが、介護保険制度は、基本的に、受けた利益に応じて費用負担を行う応益負担の原則を採用しています。完全に所得に応じた負担を強いることとなると、サービスを受けていない市民は、受益がないにもかかわらず多く負担することに疑問を感じ、保険料納付の必要性を感じなくなる恐れがあります。しかし、完全に応益負担となると制度そのものが維持できなくなることから、応能負担の考えも取り入れつつ、バランスをとっています。
8	111	予定保険料収納率を98.2%としているが、保険料滞納分はどのように徴収しているのか。	納期ごとに督促状を送付、その後も未納が続く対象者については、1年に2度催告書を送付しております。 納付の相談があった際には分割による納付を提案し、相談が無い対象者については、差押え等の滞納処分を実施しております。
9	111	所得段階別加入割合補正後被保険者数は、3年分の人数という認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
10	112	各所得段階の人数を教えてください。	別紙をご参照ください。
11	113	保険料基準額の推移について、増減幅があるが、どのような経緯でこのような推移となったのが概要を教えてください。	第1号被保険者数が増加していることから、通常は、給付費や費用負担割合の上昇により、保険料は増額となりますが、第4期の減額や第6期の据置きについては、所得段階の多段階化や、利用者の2割負担導入などの影響から、上昇を抑制できたと考えております。
12	113	上尾市の保険料基準額は、県内や全国で何位くらいに位置しているのか、どのように評価しているのか。	令和6年2月14日時点で県内自治体が集計したのによると、上尾市の保険料基準額は、県内61保険者の内、9番目に高い位置です。なお全国順位は、現在集計中であることから判明していません。 ただし、保険者ごとに被保険者数や所得段階の設定、基金の取扱いの考え方が異なるため、保険料基準額の順位のみによる評価は難しいと考えております。 しかし、その中でも、県央地域全体で順位が上昇する傾向にあることが把握できていることから、地域の特色等さらなる分析を行う必要があると考えております。

各所得段階の人数

所得段階	R6	R7	R8
第1段階	9,500	9,504	9,540
第2段階	5,023	5,026	5,045
第3段階	4,308	4,309	4,326
第4段階	8,120	8,124	8,155
第5段階	8,945	8,950	8,984
第6段階	9,144	9,149	9,184
第7段階	10,004	10,009	10,047
第8段階	4,392	4,394	4,410
第9段階	1,680	1,681	1,687
第10段階	768	768	771
第11段階	368	369	370
第12段階	246	246	247
第13段階	1,087	1,088	1,092
計	63,585	63,617	63,858